

要望事項 (優先順位 岩倉3学区2, 八瀬3, 久多3)

広域的な獣害対策

要 旨**(岩倉3学区)**

岩倉学区は、急速に宅地化が進み人口が増えていますが、一方で、自然がまだ多く残り、野生の動物が多く生息しています。特に、はぐれザルの出没が目立ち、イノシシ、シカは、農作物、植林等に被害を及ぼしています。最近では、クマも出てきており、大変危険なため有効な対策を切に要望します。

(八瀬)

洛北地域全体で、サル、シカ、イノシシ、クマ等の獣害対策及び一般家庭ゴミや畑等を荒らすアナグマ、テン、ヌートリア等を地域で捕獲した時の行政による生きたままの引取をお願いしたく要望します。

(久多)

獣害対策として、特にサルの捕獲とシカ、イノシシ、クマ等の対策を練る必要があると思います。基本はサルの全頭捕獲とし、電柵、垣、塀等の設置費用の全額補助を要望します。

回 答**(環境政策局, 文化市民局, 産業観光局)**

左京区内の関係学区におかれましては、サル、シカ、イノシシ、クマ等の被害対策の取組として、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」を設立され、積極的に御活動いただいているところです。

また、本市の野生鳥獣被害対策については、京都府猟友会と連携のうえ、被害の未然防止を目的とした「予察捕獲」及び予察捕獲以外で被害が発生した場合に行う「突発的捕獲」を実施しております。

捕獲体制については、平成26年度以降の捕獲奨励金制度の見直しをはじめ、令和元年度から開始した狩猟期の有害鳥獣捕獲により大幅な強化を図っていますが、依然として農作物被害が継続的に発生している状況を踏まえ、くくりわな、捕獲檻の増設やICTを用いた捕獲補助機材の導入を行い、集中的な捕獲に取り組みます。

クマについては、今後も引き続き関係機関と連携し、出没時の安全確保等、必要な対策の実施・協力を行ってまいります。

また、アナグマ、テン等の捕獲個体の引き取りについては、申し訳ございませんが行政では行えませんが、生態系に大きな影響を与えるアライグマについては本市が委託している研究機関による引き取りを実施しています。

なお、許可等を得ない捕獲には制限がございますので条件等に御留意ください。

ヌートリアは、外来生物法で生態系への影響が懸念されるものとして、特定外来生物に指定され、生きたまま移動させること等が原則禁止されています。本市域では直ちに影響を及ぼす状況ではないと考えられることから、現時点で外来生物法に基づく防除計画を策定しておらず、引取をすることができません。現在は、本市及び京都府の目視調査により、ヌートリアの生息状況の把握に努めるとともに、餌やり行為を発見した場合は、行為者に直接啓発を行っております。

本市では、野生鳥獣の農地への侵入防止対策としては、農業団体が設置する防護柵や電気柵に対して最大9割程度（上限あり）の助成を行う制度を設けております。助成制度の実施に際しては、申請者の方にも一定の御負担はお願いすることになります。御理解のうえ、要件等に関しては北部農業振興センターへ個別にお問合せください。

また、野生鳥獣による生活環境被害防止対策事業及び自主防除組織支援対策として、「左京区獣害対策チーム連絡協議会」をはじめ、地元学区を主とされる自主防除組織に対しまして、組織の設立支援や活動に必要な追払い用品の提供等を行っております。詳細に関しては左京区役所地域力推進室まちづくり推進担当へ個別にお問合わせください。

今後とも、地域住民の皆様の安全を第一に、本市関係局や京都府、猟友会などの関係団体との連携を密にし、野生動物による被害防止対策に引き続き取り組んで参りますので、御理解、御協力をよろしくお願いいたします。